

佐賀大学医学部講師（特定）に関する申合せ

（平成15年11月19日教授会決定）

- 第1 本学部の助教及び助教採用予定者のうち、国立大学法人佐賀大学教員選考基準（平成16年4月1日制定）第4条に該当する資格を満たす者は、教授会の選考により、講師（特定）を任命し、専任講師と同格に扱うことができるものとする。
- 第2 教授会は、部署の長からの講師（特定）候補者の推薦に基づき、当該講師（特定）候補者の資格審査等選考を行う。
- 第3 選考に必要な書類は、佐賀大学医学部教員選考規程施行細則（平成16年4月1日制定。以下「細則」という。）第4条の規定を準用する。
- 第4 講師（特定）の配置数は、原則として次のとおりとする。
- （1）講座にあっては、1教授定員当たり1名
 - （2）附属施設（附属病院を除く。）にあっては、1施設当たり1名
 - （3）前各号に掲げるほか、医学部長が必要と認める場合は、2名とすることができる。
 - （4）附属病院の診療科等にあっては、医学部長と附属病院長が協議の上、講師（特定）の配置数を決定する。
- 第5 医学部所属（地域医療科学教育研究センター及び先端医学研究推進支援センターを含む）の助教（助教採用予定者を含む）を講師（特定）に推薦する際には、当該部署の長は、事前に医学部長に意見を求めるものとし、附属病院所属の助教（助教採用予定者を含む）を講師（特定）に推薦する際には、当該部署の長は、事前に附属病院長に意見を求めるものとする。
- 第6 講師（特定）の命免は、通知書を交付することによって行う。
- 第7 講師（特定）の身分等については、次のとおり取り扱うものとする。
- （1）対外的な文書等は、特段の定めのない限り、講師として取り扱う。
 - （2）給与、諸手当については、専任講師としての処遇はしない。
 - （3）前各号に掲げるほか、事務処理上特に支障のない場合は、専任講師に準じて取り扱う。
- 第8 講師（特定）を命じられた者が昇任した場合又は退職若しくは転出した場合は、その日をもって講師（特定）としての身分を失うものとする。
- 第9 講師（特定）を専任講師として選考する場合は、規程及び細則に基づき行うものとする。
- 第10 この申合せについて疑義が生じた場合は、教授会の決定するところによる。

附 則

- 1 この申合せは、平成15年11月19日から施行し、平成15年10月1日か

ら適用する。

- 2 この申合せの施行の際、佐賀医科大学講師（学内措置）に関する申合せにより、既に講師に命じられている者は、この申合せにより命じられたものとする。

附 則（平成１７年１月１９日改正）

この申合せは、平成１７年１月１９日から実施する。

附 則（平成１７年１１月１７日改正）

- 1 この申合せは、平成１７年１１月１７日から実施する。
- 2 この申合せの施行の際、佐賀大学医学部講師（学部内措置）に関する申合せにより、既に講師に命じられている者は、この申合せにより命じられたものとする。

附 則（平成１９年３月８日改正）

この申合せは、平成１９年４月１日から実施する。

附 則（平成２１年４月１５日改正）

- 1 この申合せは、平成２１年４月１５日から実施し、平成２１年４月１日から適用する。
- 2 この申合せの実施の際、佐賀大学医学部講師（学部内措置）に関する申合せにより、既に講師に命じられている者は、この申合せにより命じられたものとする。